

平成28年度

郡上市財政健全化判断比率
等に関する審査意見書

郡上市監査委員

郡監第11号

平成29年8月31日

郡上市長 日置 敏明 様

郡上市監査委員 大坪 博之

郡上市監査委員 兼山 悌孝

平成28年度郡上市財政健全化判断比率等に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成28年度郡上市一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに平成28年度の郡上市水道事業会計歳入歳出決算、郡上市病院事業会計歳入歳出決算、郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算、郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算及び郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、それぞれの審査をしたので、次のとおり意見を提出します。

平成28年度郡上市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

2 審査の対象

平成28年度郡上市の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

3 審査の着眼点及び方法

市長から審査に付された平成28年度郡上市一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らして健全化判断比率の算定過程に誤りはないか。健全化判断比率の算定において法令等に基づく適切な算定要素が用いられているか。健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。客観的事実の妥当性を判断した上で健全化判断比率の算定を行う場合において当該判断が公正に行われているかを主な着眼点として実施した。

4 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 郡上市役所4階委員会室

審査実施日程 平成29年8月9日

5 審査の結果及び意見

市長から審査に付された健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。実質赤字比率と連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため数値として表れていないので良好な状態と認める。実質公債費比率については、前年度に比べて0.7ポイント改善され12.9%となった。これは起債の上限枠を毎年度設け厳格に実行してきたことや繰上償還などが影響していると思われる。今後も引き続き財政健全化に向けて努力されたい。将来負担比率は前年度に比べて1.2ポイント上昇し45.0%となっている。これは公営企業債等繰入見込額が増加したことが要因となっている。

健全化判断比率	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	12.56%
連結実質赤字比率	—	—	—	17.56%
実質公債費比率	12.9%	13.6%	△0.7	25.0%
将来負担比率	45.0%	43.8%	1.2	350.0%

※平成 28 年度の比率は別紙付表により算出した数値であり、比率として表れないものは「—」と記載した。

平成28年度郡上市公営企業会計決算等における 資金不足比率に関する審査意見書

1 審査の種類

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

2 審査の対象

平成28年度の郡上市水道事業会計歳入歳出決算、郡上市病院事業会計歳入歳出決算、郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算、郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算及び郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率(以下「郡上市水道事業特別会計歳入歳出決算等に基づく資金不足比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

3 審査の着眼点及び方法

市長から審査に付された平成28年度の郡上市水道事業会計歳入歳出決算等に基づく資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らして資金不足比率の算定過程に誤りはないか。資金不足比率の算定において法令等に基づく適切な算定要素が用いられているか。資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において当該判断が公正に行われているかを主な着眼点として実施した。

4 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 郡上市役所4階委員会室

審査実施日程 平成29年8月9日

5 審査の結果及び意見

市長から審査に付された平成28年度の郡上市水道事業会計歳入歳出決算等に基づく資金不足比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。資金不足比率は、資金の不足額がなく算定されたことから、これらの事業の経営の健全性は保たれていると判断できる。

会計区分	平成28年度	平成27年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0%
病院事業会計	—	—	—	
簡易水道事業特別会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
宅地開発特別会計	—	—	—	
小水力発電事業特別会計	—	—	—	

※平成28年度の比率は別紙付表により算出した数値であり、比率として表れないものは「—」と記載した。